

【本例がよく当てはまる差止対象品】

品名・型番表示で区別できる。かつ真正商品のコピー商品ではない。

※本資料は記載方法の一例です。詳しくは税関にお問い合わせください。

## 識別ポイントに係る資料（イ号）

### 1. イ号の特徴と確認方法

#### （1）イ号の特徴

イ号は、型番「X-MAG-001」のマグカップである。

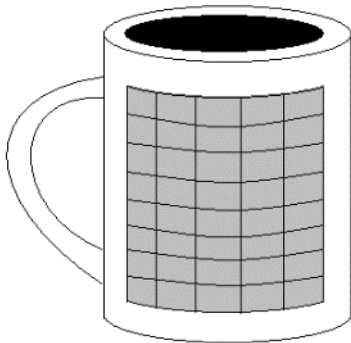
#### （2）特徴の確認方法

以下のポイントをすべて備える物品がイ号である。

#### 【全体像】

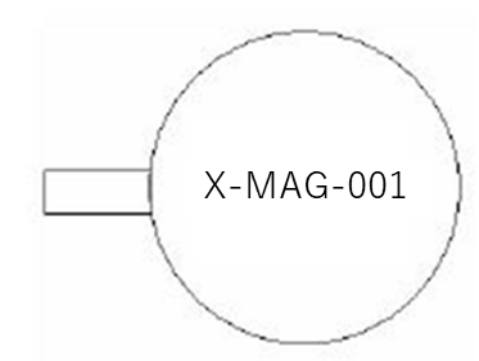
以下の写真のようなマグカップである。

ただし、色の差異は問わない。



#### 【型番】

底面に「X-MAG-001」の表記がある。



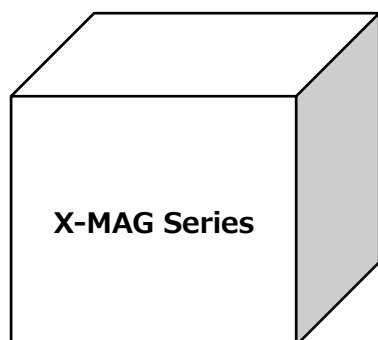
## 2. 真正商品（権利者製品）と侵害品との判別方法

1. のイ号の特徴を備える真正商品は存在しないため、イ号と確認できた時点で侵害品と判断できる。

## 3. 参考

### (1) 侵害品の外装

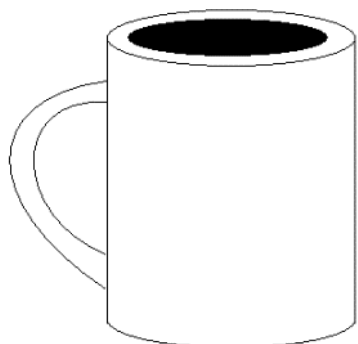
イ号は、以下の外観の紙製箱に入って流通することが確認されている。



### (2) 権利者実施品

権利者による本件特許の実施品は、ZEIKAN ブランドの品名「MAG001」である。

【正面写真】



【底面写真】



## 「識別ポイントに係る資料」作成上の留意点

○識別ポイントは、税関が侵害疑義物品を発見するための参考となるポイントです。

○真正品又は侵害物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害物品を識別するポイントや方法を記載してください。権利の内容と直接関係しない事項でも構いません。

○記載にあたっては、

- ・真正品又は侵害物品の全体が分かるようにしてください。
- ・識別のポイントとなる箇所の全体から見た位置が分かるようにしてください。
- ・可能な限り、鮮明な画像としてください。